

東 北 電 力 株 式 会 社

女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請

(1号, 2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更) の概要

平成 1 2 年 2 月

1. 申請の概要

(1) 申請者

東北電力株式会社 取締役社長 八 島 俊 章

(2) 発電所名及び所在地

女川原子力発電所

宮城県牡鹿郡女川町及び牡鹿町

(3) 原子炉の型式及び熱出力

型 式 濃縮ウラン，軽水減速，軽水冷却，沸騰水型

熱出力 1号炉 約 1,590MW（電気出力 524MW）

2号及び3号炉 約 2,440MW（電気出力 825MW）

(4) 申請年月日

平成11年12月20日

(5) 変更の項目

1号、2号及び3号の使用済燃料の処分の再処理委託先確認方法の一部変更

(6) 工 期

本変更については工事を伴わない。

(7) 変更の工事に要する資金の額

本変更については工事を伴わないので、これに係る資金は要しない。

2. 変更の概要

使用済燃料の再処理委託先については、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、搬出前までに政府の確認を受けることに、再処理委託先確認方法を一部変更する。

1号炉変更比較表

	現行	変更案	備考
本文〔第八項〕	8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内の再処理事業者、又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である British Nuclear Fuels plc 及び Compagnie Générale des Matières Nucléaires において再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとする。<u>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</u> 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとし、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内の再処理事業者、又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である British Nuclear Fuels plc 及び Compagnie Générale des Matières Nucléaires において再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとし、<u>再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</u> <u>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</u> <u>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</u> 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとし、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	先行電力と同様の記載

2. 3号炉変更比較表

	現行	変更案	備考
本文〔第八項〕	八 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。<u>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</u> 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	八 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、<u>再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</u> <u>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</u> <u>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</u> 海外において、再処理を行う場合には、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	先行電力と同様の記載